

手続きを忘れずに

就職や進学、転勤などで引っ越しの多い時期になりました。今号では、転出・転入の際の市役所での代表的な手続きを紹介いたします。

転出・転入・転居届

住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階・☎20・1525)、市民課赤坂分室、下総・大栄支所で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認をします。運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってきてください。

転出届は市外へ移るときは、手続きしてください。転出証明書が発行されます(マイナンバー

カード・住基カードを持っている人は、転出証明書は発行されません)

○必要なもの：子ども医療費助成受給証券(持っている人)、国民健康被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証(いずれも加入している人)

転入届は市外から移ってきたときは、14日以内に手続きしてください

○必要なもの：前住所の市区町村が発行した転出証明書、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)、年金手帳(加入している人)

転居届は市内で住所を移したときは14日以内に手続きしてください

○必要なもの：マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医

療費助成受給証券(持っている人)、国民健康被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳(いずれも加入している人)

保険・年金など

国民健康保険や国民年金、後期高齢者医療制度に加入している人は、転出・転入などの届け出をした後に、保険年金課(市役所1階・☎20・1526)または下総・大栄支所で手続きしてください。

また、介護保険に加入している人は、介護保険課(市役所議会議会棟1階・☎20・1545)または下総・大栄支所で手続きしてください。

ほかにも手続きが

これらの手続きや下表の届け出以外にも、さまざまな手続きが必要です。忘れていることがないか、もう一度確認しましょう。
※くわしくは各担当課へ。

引っ越しの手続きをチェック

項目	内容	問い合わせ先
児童手当・子ども医療費助成	転出・転入・転居の手続きの後、子育て支援課、下総・大栄支所へ	子育て支援課(市役所2階) ☎20-1538
小中学校	成田市立学校へ転校する場合は、前学校からの書類を持って学務課へ	学務課(市役所5階) ☎20-1581
保育園・児童ホーム	保育課へ	保育課(市役所2階) ☎20-1607
水道	○市営水道・市営簡易水道の地区での使用開始・中止…ヴェオリア・ジェネッツ(株)へ	ヴェオリア・ジェネッツ(株) ☎22-8880
	○県営水道の地区(ニュータウン地区)での使用開始・中止…県水お客様センターへ	県水お客様センター ☎0570-001245
下水道	使用開始・中止はヴェオリア・ジェネッツ(株)へ	ヴェオリア・ジェネッツ(株) ☎22-8880
し尿のくみ取り	最後のくみ取りになる場合は早めに連絡を	環境衛生課(市役所2階) ☎20-1531
原動機付自転車	○転出…ナンバープレート、標識交付証明書を持って市民税課、下総・大栄支所で廃車 ○転入…廃車証明書を持って市民税課、下総・大栄支所で登録	市民税課(市役所2階) ☎20-1513